

## 【訂 正 情 報】

「平成 24 年度版 税務インデックス」(平成 24 年 6 月発行)において、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

税務研究会出版局

### P. 13

#### ■相続税関係

平成 24 年度 税制改正項目

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の拡大措置

(誤)

(正)

改正の内容
2. 適用対象となる住宅用家屋の床面積について <u>240 m<sup>2</sup>以下</u> とする。

改正の内容
2. 適用対象となる住宅用家屋の床面積について <u>50 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下</u> とする。

### P. 37

減価償却資産の損金算入制度の適用関係 (表中)

取得価額又は使用可能期間

(誤) 30 万円超

(正) 30 万円以上

### P. 141

「純損失の繰越控除」及び「雑損失の繰越控除」の適用要件の表中

(誤) 損失が生じた年分の青色申告書を提出期限内に提出

(正) 損失が生じた年分の青色申告書を提出

### P. 156

(4) ①認定長期優良住宅 (控除額)

(誤) 控除額 (最大 100 万円) =

(正) 控除額 (最大 50 万円) =

### P. 202

「相続順位と相続分・遺留分」表中

第 3 位 (相続人) 配偶者及び兄弟姉妹の場合の、配偶者の遺留分

(誤)  $3/4 \times 1/2$

(正) 全額  $\times 1/2$

**P. 208**

住宅取得等資金に係る贈与の特例

③住宅取得等資金に係る特例の適用対象となる家屋

(誤)

(正)

主な要件
(ロ) 床面積が <u>50 m<sup>2</sup>以上</u> であるもの

主な要件
(ロ) 床面積が <u>50 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下</u> であるもの

**P. 213 死亡保険金の表の下段**

(誤) 納税義務者 甲

(正) 納税義務者 A又はB

**P. 216 下から1行目**

(誤) 生産緑地でないものとした評価額一 (1-下記の控除割合)

(正) 生産緑地でないものとした評価額× (1-下記の控除割合)

**P. 231 表中**

(誤) 18~20 1冊につき

(正) 18~20 1年ごとに

**P. 270 表中乙欄 「円」の下**

(誤) …給与等の金額の 3%…

(正) …給与等の金額の 3.063%…

以上